

(別紙)

「遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>・ 遺伝子組換え作物は承認しないでください。遺伝子組換えに断固反対します。</p> <p>・ 遺伝子組換え作物の輸入、国内生産、加工に反対します。</p> <p>・ 絶対に遺伝子組換え農作物を流通させるべきではない</p> <p>(同様の趣旨の御意見 11 件)</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性や生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとに以下の法令に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食品としての安全性については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）・ 飼料としての安全性については、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）・ 生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。） <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性）3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。</p> <p>さらに、承認後において、承認時点では予想できなかった環境の変化や承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を講ずること。② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等について環境中への拡散防止措置を執らないうで行う使用等（以下「第一種使用等」という。）をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。 <p>加えて、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しています。例えば、遺伝子組換え農作物の種子のこぼれ落ちについ</p>

	<p>ては、これまでの調査結果から、港湾や主要輸送経路沿いの河川敷等において遺伝子組換えセイヨウナタネの生育は確認されたものの、繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネやその近縁種を駆逐したり、交雑体が広がったりする等の状況はこれまで確認されていません。詳しくは当該調査結果を御参照ください。</p> <p>○農林水産省及び環境省が実施した調査結果（調査地点・時期を含む。）については、以下のとおり公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#2 ・環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査 http://www.biodic.go.jp/bch/natane_1.html
<p>・何千、何万という種類の組換え遺伝子が審査を通り、作物に応用されるとなると、それら遺伝子同士の関係性も考慮しなければいけないのではないのでしょうか。それぞれ個別に審査し承認したから問題が起こらないという信念は、科学的にはとても疑わしいと考えます。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性） 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性） 3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から審査を行い、生物多様性への影響がないと確認したのもののみについて、申請のあった遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関して定める規程（以下「第一種使用規程」という。）を承認しています。</p> <p>そのうち、個別に審査、承認済みの遺伝子組換え農作物を2種類以上掛け合わせて育成された系統（以下「スタック系統」という。）は、親系統から受け継いだ特性の相互作用によって、親系統の範囲を超えた特性が新たに生じ、親系統には見られない生物多様性への影響をもたらす可能性が考えられるため、そのような意図しない相互作用の有無を特に重視し、審査を行っているところです。</p> <p>今回申請のあったスタック系統についても、その全ての親系統の生物多様性影響評価書を用い、生理学的・生態学的特性等を審査しています。その上で、親系統から受け継いだ特性の間で意図しない相互作用が示されないことが確認されたことから、今回申請のあったスタック系統には、親系統を超える特性は付与されておらず、我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれはないと判断したところです。</p> <p>さらに、承認後において、承認時点では予想できなかった環境の変化や承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じ</p>

	<p>た場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <p>① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を講ずること。</p> <p>② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。</p>
<p>・ある一部の「もっともらしきデータのみ」を取り出して、「問題なし」と結論付けた感が大きい試験であり、これらの承認には、断固反対します。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性） 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性） 3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から審査を行い、生物多様性への影響がないと確認したもののみについて、申請のあった第一種使用規程を承認しています。</p> <p>生物多様性への影響の評価においては、個々の評価項目について、それぞれの統計学的検定の結果だけでなく、導入遺伝子間の相互作用等、これまでに得られている科学的知見も含めて総合的に生物多様性への影響の有無を判断しています。評価に文献の情報をを用いる場合も、客観性を担保するため、複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用しています。</p> <p>加えて、第三者である様々な分野の学識経験者で構成される生物多様性影響評価検討会において、生物多様性影響評価書の内容が不適切、試験方法が不適当又は試験データが不足等の問題が指摘された場合には、試験のやり直しや追加試験の実施、データの追加提出等を申請者に求め、必要な試験データを全て取り揃えた上で審査を行っています。その上で、生物多様性影響評価検討会で学識経験者から聴取した専門的な知見や経験に基づく意見を踏まえ、第一種使用規程の承認の可否を判断しており、恣意的に集めた根拠やデータによって判断したものではありません。</p> <p>具体的な評価やその結果については、各々の審査報告書において、使用した審査データ、引用文献、個々の統計処理等とともにまとめています。詳しくは、審査報告書を御覧ください。</p>

<p>・ 遺伝子組換え農作物が他の農作物と混合した場合、農家も遺伝子組換え農作物とそうでないものとの区別はつかなくなる可能性があります。絶対にそうならないという確証はありません。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、生物多様性への影響がないと確認したもののみ、申請のあった第一種使用規程を承認しています。</p> <p>なお、これまでに、カルタヘナ法に基づき栽培の承認を受けた食用の遺伝子組換え農作物は6作物142系統ありますが、海外での大規模栽培等を前提としたものであり、現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え農作物はありません（参考：国内で商業的に栽培されている遺伝子組換え農作物は観賞用の青いバラ及び青紫のファレノプシスのみ。）。また、第一種使用規程の承認取得者に対しては、カルタヘナ法に基づき、承認した遺伝子組換え農作物の国内栽培を開始する場合の事前報告を求めており、必要に応じて関係機関と情報共有を行ってまいります。</p>
<p>・ 遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果について、広く国民がアクセスしやすい形での情報提供が求められます。パブリックコメントの募集もほとんど周知されない形で、この案件を進めるのは間違っています。</p>	<p>農林水産省では、遺伝子組換え農作物の審査が終了した後に、意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っています。意見・情報の募集を開始する際には、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省において情報提供やホームページを通じたお知らせをしており、国民の皆様から広く意見を募集しています。</p> <p>寄せられた御意見・情報については、今回の生物多様性影響評価の結果に付け加えるべき知見等がないかといった観点等から精査し、検討しています。その上で、御意見についての回答を作成し、e-Gov（電子政府の総合窓口）で公表（農林水産省又は環境省のホームページにあるリンクからアクセスが可能）等しています。</p>

※ 今回の意見公募手続に付した遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果に関する御意見を集約、整理した上で掲載しています。